

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	葛川少年自然の家
委託業務名	葛川かや葺の家管理運営業務
委託業務場所	大津市葛川坊村町
概要	葛川かや葺の家の年間管理・運営 ① 年間管理業務 開館日に常駐して管理 夏期（4月～10月）午前10時から午後5時まで 冬期（11月～3月）午前10時から午後4時まで ② 運営業務 入館者の案内と把握、施設展示物の説明、葛川地区の生活の解説
契約期間	令和6年 4月 1日 から 令和7年 3月31日まで
契約年月日	令和6年 4月 1日
契約金額	1, 583, 000円
契約の相手方	[所在地] 大津市葛川坊村町237番地の37 [名称] 葛川振興協会
契約相手方の選定理由	葛川かや葺きの家は、昭和60年5月に葛川貫井町より地元の葛川振興協会の協力を得て移転され、開設された施設であり、現在広く市民に開放している。内部には、この地域で用いられた生活用具も展示している。このことから、その運営に関しては地域の生活や文化を十分知った者が従事する必要があり、当該業務の円滑かつ適正な運営が図れることから地元の葛川振興協会と随意契約をするものである。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策  
随意契約については、別途公表をしています。